

「基本契約電子締結サービス」の概要

2019年12月、中央建設業審議会にて建設工事標準請負約款の改正が決定され、その実施が勧告されました。

建設工事標準請負約款の改正により、多くの元請企業と下請企業間で締結されている工事下請負基本契約（以下、基本契約）を更新する必要性が生じました。この更新にあたっては、締結事務作業量及び事務費用を如何に効率化するか、膨大な量の契約締結をいかに短期間で行うかが求められることとなりました。

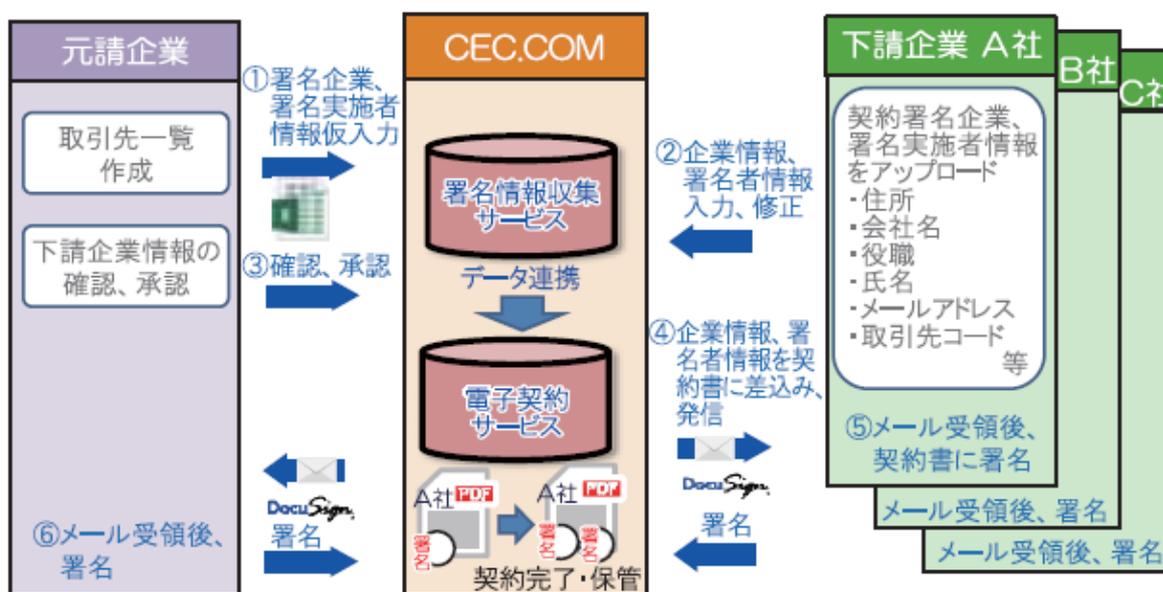
本「基本契約電子締結サービス」は、これらのニーズに的確に対応できるように、①基本契約締結に必要となる下請企業の企業情報を収集する機能、②収集された企業情報に基づいて基本契約を電子締結する機能の2つで構成されています。

本サービスで利用している電子締結のツールは、「建設業法第十九条」並びに「建設業法施行規則第十三条」の技術基準に適合したサービスであることを2018年に国土交通大臣より確認をいただきました。また、「建設業法施行令第五条の五」にも対応できる運用手順を確立していますので、安心してご利用いただけます。

2019年12月から提供を開始し、2020年度までに7万件以上の基本契約書の電子締結に対応予定です。

「基本契約電子締結サービス」のメリットとしては、次の点があげられます。

- ・最新の下請企業情報、担当者メールアドレス情報の収集と活用
- ・大量の基本契約書を短期間で締結
- ・元請企業、下請企業ともに印紙費用が不要
- ・下請企業の費用負担なし
- ・基本契約の締結状況の一元管理



< 「基本契約電子締結サービス」の概念図 >